

# 業務改善助成金等説明会

生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する業務改善助成金説明会を開催します

こんな方におすすめです

○申請を検討している事業主

- ・事業場内最低賃金をアップして人材確保を図りたい
- ・生産性向上のための機器導入を図り、賃金アップを行いたい

○社会保険労務士 ○各種業界団体

そのほか、業務改善助成金に関心をお持ちの方はどなたでも参加できます。

参加  
無料

開催日	内容	場所	申込期限 申込フォーム
8月30日 (金)	(受付13:30~)  14時~15時 業務改善助成金等 について	佐賀第2合同庁舎5階 (佐賀市駅前中央3-3-20) 【定員】40名	8月28日※1 
9月3日 (火)	15時~16時 個別相談会※2 ※先着4名	ハローワーク武雄 (武雄市武雄町昭和39-9) 【定員】20名	8月30日※1 
9月5日 (木)	【助成金対象事業者】	ハローワーク伊万里 (伊万里市立花町通谷 1542-25) 【定員】20名	9月3日※1 
9月9日 (月)	事業場内最低賃金と地域 別最低賃金の差額が50円 以内の中小企業・小規模 事業者	ハローワーク鳥栖 (鳥栖市東町1-1073) 【定員】20名	9月5日※1 
9月11日 (水)		ハローワーク唐津 (唐津市熊原町3193) 【定員】20名	9月9日※1 

※1 申込期限後は、開催当日会場にて受付いたします(定員に達している場合は当日受付できません)。(名刺の提出で受付に代えさせていただきますので、名刺をご持参ください。)

※2 個別相談会…佐賀働き方改革推進支援センターの専門家(社会保険労務士等)が対応いたします。個別相談を希望される場合は当日別途お申し込みください。

# 業務改善助成金のご案内

## 業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業用内最低賃金)を30円以上引上げ、生産性の向上に資する設備投資等を行った場合、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金  
引上げ計画



設備投資等  
機械設備、コンサルティング導入、  
人材育成・教育訓練



費用の一部を助成  
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

## 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引上げなどの不交付事由がないこと



工場や事務所などの労働者が  
いる事業場ごとに申請

## 助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

## 助成率

900円以上 950円未満	4 / 5 (9 / 10)
950円以上	3 / 4 (4 / 5)

( )は生産性要件を満たした事業場

## 特例事業者

※以下の要件に当てはまる場合は「特例事業者」として、左記の「引き上げる労働者数10人以上」の助成上限額の対象となります。  
なお、②に該当する場合は、一定の自動車やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。

① 賃金 要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価 高騰等 要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

主催：佐賀労働局

佐賀働き方改革推進支援センター

問い合わせ

佐賀労働局雇用環境・均等室

TEL 0952-32-7218